

松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（市単独事業分）交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（市単独事業分）
交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市の交付する松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金（市単独事業分）（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 項第 1 項に規定する中小企業者及び常時使用する従業員の数が 100 人以下の民間事業者であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）大分類における製造業、農業、林業又は漁業を行う事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者及びこれらの営業の一部を受託する事業者
- (3) 芸妓業（置屋及び検番を除く。）を行う事業者
- (4) 場外勝馬投票券発売所、競輪場外車券売場又は競艇場外発売場の運営を行う事業者
- (5) 競馬、競輪、競艇等予想業を行う事業者
- (6) 宗教団体、政治団体、経済団体及び文化団体
- (7) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う者と市長が認める者

（補助の対象等）

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付

するものとする。

補助金の名称	松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金 (市単独事業分)
補助金交付の目的	物価高騰の影響を受けている中小企業者等に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業者等の経営を支援することを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	エネルギーコストを削減するための、専ら事業の用に供する設備機器の更新及び導入(付帯工事等を含む。)。ただし、当該設備機器のリース又はレンタルを除く。
補助対象経費	既存設備機器に比べ高効率で、電気代、ガス代、重油代、軽油代、灯油代などを削減できる設備機器の更新費及び導入費(消費税及び地方消費税を除く。) ただし、20万円を下限とする。
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)。ただし、19万9千円を上限とする。
補助事業者の範囲	松江市内に事業所を有する中小企業者等で、次のいずれにも該当するもの (1) 松江市商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金(県補助金上乘せ分)交付要綱による補助金の交付を受けないもの (2) 市税の滞納がないもの

(交付の申請)

第4条 補助金の申請は、1の補助事業者につき、1回限りとする。

2 規則第4条第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 更新する設備機器の見積書
- (2) 更新する設備機器のカタログ等
- (3) 更新する設備機器の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス(当該設備機器のメーカー、販売店、施工業者等が作成した証明書)
- (4) 既存の設備機器の状況写真
- (5) 市税に滞納がないことが分かる証明書
- (6) 履歴事項全部証明書(法人のみ)
- (7) 確定申告書等の事業を営んでいることが分かる書類及び運転免許証等の本人確認書類(法人を除く。)

(8) 誓約同意書

(現地調査)

第5条 市長は、必要があると認めたときは、市職員による現地調査を実施するものとし、補助事業者はこれを拒んではならない。

(着手届及び完了届)

第6条 規則第11条に規定する着手届・完了届の提出は、これを省略するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の完了後1か月以内又は令和9年2月26日までのいずれか早い日までに、規則第12条の規定による実績報告をしなければならない。

2 規則第12条第1項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 更新機器の更新後の状態が分かる書類
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの（通帳の写し等）

(状況報告)

第8条 補助事業者は、市長から補助事業により取得した設備機器の稼働状況について、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 規則第18条第2号に規定する主要な器具で市長が定めるものは、本補助金の交付を受けて取得した全ての設備機器とする。

2 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(事業所の移転)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後2年未滿で事業所を市外へ移転する場合には、補助金を全額返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。